



定期の予防接種について

10月1日から定期の予防接種に以下の3項目が追加になります。

水痘（水ぼうそう）ワクチン

水痘は、発熱と全身に強いかゆみを伴う発疹が特徴のウイルス感染症です。まれに合併症を引き起こしたり、重症化して入院するケースもあります。

対象者 過去に水痘にかかったことがなく、今まで一度も水痘ワクチンを接種したことがない方
年齢及び接種回数

- 満1歳から3歳未満…2回
- 満3歳から5歳未満…1回（平成26年度のみ）

※過去に予防接種を受けた回数により接種回数が異なります。

自己負担 なし

ご注意ください！

生ワクチンを接種するため、次の予防接種まで27日以上間隔をあけてください。

成人用肺炎球菌ワクチン

高齢者の死亡原因第1位である肺炎球菌感染症を予防するため、成人用肺炎球菌ワクチン接種費用の一部を助成します。

対象者 65歳以上の方
（一定以上の障害を持つ方は、60歳以上）

※平成26年度の定期の予防接種対象者（表1）には、後日通知文を送付します。それ以外の年齢の方は、健康福祉課にお申し込みください。

※5年以内に肺炎球菌ワクチンの接種を受けた方は事前にご相談ください。

自己負担 あり ※費用は医療機関により異なります。

〈表1〉成人用肺炎球菌ワクチン定期予防接種対象者

対象年齢	生年月日
65歳	昭和24年4月2日～昭和25年4月1日
70歳	昭和19年4月2日～昭和20年4月1日
75歳	昭和14年4月2日～昭和25年4月1日
80歳	昭和9年4月2日～昭和10年4月1日
85歳	昭和4年4月2日～昭和5年4月1日
90歳	大正13年4月2日～大正14年4月1日
95歳	大正8年4月2日～大正9年4月1日
100歳以上	大正4年4月1日以前に生まれた方

風しんワクチン

赤ちゃんの先天性風しん症候群を予防するため、予防接種費用の一部を助成します。

対象者 ア 妊娠を予定または希望している夫婦（婚姻していること）
イ 妊娠している女性の夫及び同一世帯の方

※妊娠中の方は、風しんワクチンの接種ができません。また、風しんワクチン接種後2か月間は妊娠を避ける必要があります。

※風しん既往歴がある方、予防接種歴がある方は対象外となります。

助成期間 平成26年5月1日から平成27年3月31日まで

助成額 風しんワクチン…3,000円 麻しん風しんワクチン…5,000円

※助成額を超える金額については自己負担となります。

申請方法 接種日によって異なります。

◇5月1日から9月30日までに接種した方◇

次のものを持参し、健康福祉課で申請してください。

後日、助成金を振り込みます。

①予防接種名が記載された医療機関発行の領収書 ②印鑑 ③本人名義の通帳

④母子健康手帳（上記イに該当する方が予防接種を受けた場合）

◆10月1日以降に接種を受ける方◆

印鑑を持参し、健康福祉課で手続きをしてください。予診票を発行します。



問合せ 健康福祉課（常北保健福祉センター内） ☎029-240-6550